

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
清須市	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者人口がピークに達し、生産年齢人口が激減する2040年に向けて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれるなか、身近な地域における生活支援・介護予防サービスの基盤整備が求められている。 高齢者一人ひとりが住み慣れた場所で継続した生活をするためには、地域の見守りやネットワークの構築が必要であり、介護予防の視点からも地域の活動の場を広げるとともに閉じこもり対策を行うことが大切である。	・地域介護予防支援事業の住民主体型の教室である「いこまいか教室」の実施箇所の増加 ・身近な場所で集まれる場で、介護予防に取り組める環境づくりの推進 ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施として、多職種と連携し低栄養、口腔機能についての正しい知識を持ち、健康の維持増進に繋がるよう支援する。	○いこまいか教室実施箇所数 【目標値】令和8年度までに29か所 【実績】平成29年度：8か所 平成30年度：15か所 令和元年度：19か所 令和2年度：19か所 令和3年度：23か所 令和4年度：24か所 令和5年度：26か所 令和6年度：28か所 ○高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施 【目標値】令和8年度までに25回 【実績】令和6年度：13回 ○ブロックごとの資源の洗い出し 生活支援コーディネーターによる社会資源の開発や調査活動の実施	・広報・チラシ・地区寿会総会で「いこまいか教室」の案内を行う。 ・教室の参加者に後期高齢者の質問票（基本チェックリスト）を活用したアンケートの実施により課題分析し、健康教育を行う。 ・市主催・それ以外の通いの場のリスト化と市ホームページ等で公表や啓発チラシ作成 ・通いの場の充実として、自主的に介護予防に取り組める地域づくりを支援していく。 ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施として、多職種と連携し低栄養、口腔機能についての正しい知識を持ち、健康の維持増進に繋がるよう支援する。	○	・教室の継続的な参加、他の自主活動との有機的な連携 ・教室を通した地区の見守り活動の促進・アウトリーチ ・専門職や住民に対する情報発信 ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施として、出前講座や住民主体運動教室等活动支援事業等に出向き、高齢者に対して疾病予防・重度化防止及び生活機能の改善を啓発していく。
	②給付適正化	・要介護認定に係る認定調査については、全国どこで申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則となっている。本市では更新申請等における認定調査を委託しており、調査員によって認定調査の選択に偏りが生じる可能性があるため、市職員が認定調査票を全件点検したうえで、適切な指導を行い平準化に努めている。 ・ケアプラン点検による適正なサービス利用の確認を継続する。ケアプラン点検業務を民間事業者に業務委託し、介護支援専門員への面談を通じた適切なケアプランへの助言・指導を実施した結果、指摘事項の改善を行うことで介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上に努めた。今後は、委託事業者から報告された点検結果を統計処理・分析し、より適切なケアプラン点検に繋げることで介護支援専門員の質の向上を図っていく。 ・住宅改修や福祉用具利用者への訪問調査を通じ、過剰なサービスの抑制を図ることを目標としていたが、訪問調査による住宅改修や福祉用具の利用状況等を確認する機会をほとんど確保できなかった。 ・国保連から提供される、医療情報との突合及び縦覧点検を実施することで、請求誤りがないかを確認している。	・要介護認定に係る認定調査の内容について、市職員による訪問又は書面等の審査を通じて点検し、適正化を推進する。 ・市内事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランに対する点検の実施。 （委託事業者による介護支援専門員への面談指導） ・住宅改修や福祉用具利用者に対し、地域包括支援センターと連携して、リハビリ専門職の関与した訪問調査を増やすことで、住宅改修等の必要性を踏まえた実態確認や点検を実施する。 ・国保連から提供される帳票を点検し、疑義がある場合に事業所等へ確認を行う。	・認定調査票の内容について、「要介護認定 認定調査員テキスト」に則り調査対象者の介護の手間が適正に評価されているか、また、必要に応じて特記事項に調査対象者の介護の手間を理解するうえで必要な情報をわかりやすく記載しているかの点検を全件実施し、調査員に対し適切な指導を行う。 ・市内事業所に所属する介護支援専門員が作成したケアプランについて、委託事業者が1事業所につき2件の点検を実施。 ・住宅改修・福祉用具利用者に対し、リハビリ専門職の関与した訪問調査を年に6件実施する。 ・国保連に委託し、帳票の点検を全件実施する。	・認定調査票の点検実施。 ・市内の全ての居宅介護支援事業所に対して、委託事業者によるケアプラン点検を実施。 ・住宅改修及び福祉用具を申請・給付されたケースについて訪問調査を実施。 ・国保連から提供される帳票を点検し、疑義がある場合は事業所等へ照会を行う。	○	・認定調査については、今後も認定調査票の点検と調査員に対する適切な指導を行い平準化に努めていく。 ・ケアプラン点検については、委託事業者から提出される結果報告を分析したのち、実施方法の変更等を検討するなど居宅介護支援事業者への適切な指導を行う。 ・住宅改修、福祉用具の訪問調査については、実施回数が増やせなかったため、定期的に実施できるようにし、適切な指導を行う。 ・医療情報との突合及び縦覧点検については、目標数を実施することができた。

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容				R6年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
	③サービス利用 見込み	・認定者数の増加による介護給付費の増加を見込んだが、全体的に計画値を下回る結果となった。 ・訪問看護については、利用者数が増加しており、理由として、有料老人ホーム等の集合住宅での利用者が増加しており、また訪問看護事業所のリハビリ専門職が派遣されて訪問リハビリテーションサービスの代替利用もしていることが考えられる。 ・居宅療養管理指導については、集合住宅で特に薬剤師が算定している割合が高い状況にある。集合住宅に薬を運ぶことで算定していることが理由として考えられる。 ・短期入所生活介護については、利用者数が減っており、給付費も減っている理由として、以前は特別養護老人ホームの入所待ちとしてロングショートを利用していたが、市内を拠点とする社会福祉法人が近隣に特別養護老人ホームを開設したことで入所しやすくなったことや市内で徐々に増えている有料老人ホームに入所することで、結果として短期入所生活介護の給付費の減に繋がったと考えられる。 ・福祉用具貸与について、利用者数は増加しているが金額はほぼ計画値通りである。要介護3までの最重度ではない認定者の変化が大きく、比較的金額ベースの低い用具が多く利用されたこと、また、令和6年4月から福祉用具の購入種目が増加したことが理由として考えられる。 ・地域密着型サービスの整備は、第8期計画中に通所介護事業所が人材不足及び事業所収入の減少により廃止としたことで計画値から利用減となっている。また、認知症対応型共同生活介護と(看護)小規模多機能居宅介護について公募を実施したが、不調となった。既存の認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業所の定員が満員となっているので、9期計画でも継続して公募を実施し、整備に努める。 ・本市近郊には、特別養護老人ホームが一定数あり、市内での有料老人ホーム（ナーシングホームを含む）も増えていることから、利用対象者は介護医療院を含めて、介護サービス選択肢も増えてきている。今後は、利用者が求める入所施設や在宅サービス事業所の充実を図り、施設整備や給付費の見込みなど次期事業計画に生かしていく。 ・介護サービス利用者が真に必要なとする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適性化への取り組みを実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努める。 ・人材不足が深刻な介護現場の現状を踏まえ、人材確保のための方策を検討し、関係機関等と連携して取り組むとともに、人材の定着を図るために各種研修機会を通じた資質の向上、資格取得への支援、介護の職場環境の改善などを支援する。	各サービスの利用状況等の把握	毎月の介護保険事業状況報告等にて各サービスの利用者数及び給付費の状況の管理を行う。	介護保険事業状況報告等及びサービス見込量の管理のためのシートを元に状況把握を行う。	○	・要介護区分により、1人あたりの利用回数が異なることから、各サービスの利用者の要介護区分についての分析を行う。 ・地域密着型サービスについては、本市の需要を注視し、過不足がどこにあるのか、再検討し、現在事業所のないサービスについては、今後の設置計画に生かしていく必要がある。